

「第4次守口市地域福祉計画（案）」に対するパブリックコメント結果

1. 募集期間

令和5年1月18日（水）から令和5年2月17日（金）まで

2. 募集方法

広報もりぐち1月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第4次守口市地域福祉計画（案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、FAXにより意見を受け付けました。

3. 募集結果

（1）提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス	1件
郵送	0件
電子メール	1件
FAX	0件
合計	2件

（2）意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
1. 計画策定の基本的な考え方について	0件
2. 守口市の現状について	6件
3. 第3次計画の評価・検証について	1件
4. 第4次計画の基本目標・施策について	6件
5. 計画の推進体制について	0件
6. その他について	0件
合計	13件

4. 意見の概要

ご意見、誠にありがとうございました。

No.	意見の概要	意見内容	本市の考え方
1		世帯当たりの人員は減少し、核家族化が進んでいますとありますが、若年層の一人世帯と高齢者の一人世帯の割合及び実数はいかにほどですか？分けて考える必要があると思います。	ご意見をいただいた箇所について、世帯当たりの人員の減少から核家族化が進んでいるとは言い切れないため、計画の本文を「世帯当たりの人員は減少しています」に修正します。単身世帯に係る基礎資料の記載については、次期計画策定時の参考とさせていただきます。
2		出生数だけではなく、乳幼児及び児童の転入・転出のデータが必要と思いますが？	貴重なご意見ありがとうございます。次期計画策定時の参考とさせていただきます。
3		「不登校」について地域性はありますか？平成28年以前のデータはどうなっていますか？ここ1～2年増加していますが、この要因はどうお考えですか？	学校により規模が異なるため、不登校児童・生徒数にも地域差が見られます。平成28年以前のデータは第3次守口市地域福祉計画に掲載しています。平成28年における不登校の小学校児童数は42人、中学校生徒数は138人で、平成29年にはどちらも減少しています。令和元年から令和3年にかけての増加については、家庭環境、学習面や交友関係における課題、情報化社会の進行、コロナ禍による生活環境の変化などの様々な要因により、登校意欲が湧きにくい状況にあった可能性が考えられます。
4	守口市の現状について	高齢者の虐待件数が令和3年度に増えた要因はどうお考えですか？	令和3年度における高齢者虐待の件数増加には、様々な要因が存在するものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大による在宅時間の増加や収入減少、8050問題の顕在化などの影響が少なからずあると考えています。
5		コロナによる生活保護受給世帯数の影響があるとお考えですか？	新型コロナウイルス感染症感染拡大により、国全体が経済・社会活動に大きな影響を受けることとなった一方で、被保護者数の増加は見られませんでした。ただし、これは生活保護受給世帯数に新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響が全くなかったことを意味するのではなく、国の施策として労働者の雇用維持を図るための雇用調整助成金等による大規模な支援や、家計支援のための特別定額給付金や臨時特別給付金等の現金給付、生活困窮者支援のための各種支援策等、個人や世帯に対する各種支援策が集中的に講じられたことの影響も多分にあると考えています。
6		「くらしサポート窓口」における相談件数が、令和2年度及び令和3年度で一桁多くなっていますが、その要因についてコロナが原因と述べられていますが、他に相談件数が増えた要因はなかったのですか？	令和2年度及び令和3年度のくらしサポートセンター守口における相談件数の増加については、新型コロナウイルス感染症感染拡大により生活困窮者が増加したことや、それに伴い国等の生活困窮者支援施策が集中的に講じられたことが大きく影響していると考えられます。また、市町村社会福祉協議会が受付を行っていた総合支援資金の特例貸付について、3ヶ月を超える貸付を受ける場合、自立相談支援機関（守口市ではくらしサポートセンター守口）の支援を受けることが要件となっていたことも、相談件数が増えた要因の一つであると考えられます。
7	第3次計画の評価・検証について	高齢者社会が進展している中でも、地域で困っておられる人を身近に住んでいる人が発見することはとても大切であるし、声掛けも含めて強化を図っていくことは大事なことと考えます。そこでケアが完結するなら何ら問題はないかと思いますが、老々介護のような状態になるのではないかと心配です。述べられている趣旨は分かりますが、それぞれが実現を担う主体という生きていくのがしんどくなるのではないのでしょうか？行政につなげたらそれで終わりということにはならないと思いますが、できる限界もあるのではないのでしょうか？	地域共生社会の実現を担う主体とは、地域を共に創っていく一員であるということ想定しています。少しでも住んでいる地域に関心を持ってもらい、できる範囲で地域づくりに関わってもらうことを目的に、守口版地域共生社会の説明会やフォーラムを開催しました。近所の人だからこそできる関わり方があるように、専門職による関わりが必要となるケースも多く存在すると思います。課題を抱えた人の状況に応じて必要な関わりや支援につなげていける地域となるよう、それぞれの立場からできる範囲の協力をお願いするものです。
8		掲載されている設問に関する、年齢区別のデータはありますか？地域の行事、活動等への設問が中心ですが、「あまりない」「全くない」の要因の分析や、年齢区分ごとの傾向を見る必要はないのでしょうか？特に地域の事業に関心が「あまりない」「全くない」と答えている人に対して、なぜなのかを、何をどうすればいいかを考える必要があると思います。	地域の行事、地域活動等に関心が「あまりない」「全くない」と回答した人は、10代、20代の若年層に多い傾向が見られました。若年層をはじめとした多くの人に地域の行事や地域活動等に関心を持ってもらえるよう、様々な媒体を活用した情報発信に努めてまいります。
9		高齢者に関して、オンライン申請などを活用するなど、とありますが、高齢者はHPやSNSをどの程度見ているのかわかりますか？多少少ないと思います。オンライン申請も一つの手段ということでは理解できますか？	オンライン申請の活用は、申請方法の一手段と考えております。従来の申請方法に加えオンライン申請を活用することで、インターネットをよく利用される若年層も地域活動等に参加しやすい仕組みとなるよう検討してまいります。
10		地域の課題云々がありますが、苦しさすぎるものではありませんか？人が集まって、いろいろおしゃべりしている中で、困りごとなどが自然と明らかになるのではないのでしょうか？近所同士のつながりということですが、楽しいと思うことや自分の為になるという視点が必要ではないのでしょうか？	貴重なご意見ありがとうございます。今度の計画推進や次期計画策定時の検討事項とします。なお、地域のつながりづくりを目的とした地域住民が気軽に集い交流を持てる居場所や活動拠点の整備については、基本目標2住民主体の地域づくりの施策1役割の持てる地域づくりにおいて記載しております。
11	第4次計画の基本目標・施策について	「地域の課題を解決するための取り組み」ということについては、具体的なイメージがわかりません。その為、「わからない」という回答が52.5%あるのではないのでしょうか？それよりもどう地域でつながっているのかという視点からすると、近所の人と何か一緒にやっているかどうかを聞くのも一つの手ではなかったのでしょうか？課題という大それたことはやっつけていないが、緩やかながら地域とつながっている人がそれなりにいると思います。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の計画推進や次期計画策定時の参考とさせていただきます。
12		施策『生活保護に至る前段階の支援の強化』項目中、その内容に『住宅確保給付金や一時生活支援事業の活用、また大阪府が実施する住宅セーフティネットの周知・活用により、生活困窮者等の住宅確保に向けて取り組みます』とあるが、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、住宅確保要配慮者（一定の所得以内の方、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している方、外国人の方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体等が連携し、住まい探しにお困りの住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して情報提供等を行う組織「住宅セーフティネット」への理解や積み上げた経験値の少ない守口市に於いては、多くの関係機関などと連携してことあたっていくべきではないでしょうか。つまり、居住支援協議会の設立をはっきりと謳って方向性をはっきりと示すべきです。	本市では、現在、居住支援協議会の設置に向け協議・検討を進めているところです。現段階では居住支援協議会の設置に係る方向性が決まっていないことから、まずは既存の社会資源である住宅セーフティネットの周知・活用をもって、生活困窮者等の住宅確保に取り組みたいと思います。
13		市独自の福祉避難所はいくつありますか？避難行動要支援者リストは、どなたが持っていますか？そのリストには、災害時誰が支援するかも決められていますか？プライバシーとの兼ね合いが非常に難しいとは思いますが、要支援者の納得の上で支援者を決めていくことも必要だと思います。また、災害はいつどこのように起こるかわかりません。支援者が必ずしも対応できない時もあります。動かないことが正解の場合もあります。100%ということではできないかもしれませんが、それに近づけるために何ができるか考える必要があると思います。	本市では、事業者との協定により福祉避難所を開設するため、市単独で開設する福祉避難所はありません。避難行動要支援者名簿（同意者名簿）は、守口市地域防災計画に定める避難支援等関係者（消防機関、警察、市民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市自主防災組織）に配布しています。避難行動要支援者名簿にも、任意項目として支援者の記載がありますが、今後、支援者をはじめ、一人ひとりの状態・状況に沿った「個別避難計画」の策定に向けて検討してまいります。